

前払式支払手段の発行のしおり<第7版> 正誤表

「前払式支払手段の発行のしおり<第7版>」をご購入・正誤表を閲覧いただき、ありがとうございます。

発刊後の法令等改正による内容の変更や、編集時の誤植の修正等につきまして、以下の通り、正誤表を作成しております。

「第7版初刷 購入者様向け」、「第7版令和4年8月増刷 ご購入様向け」をそれぞれご用意しておりますので、お手持ちの書籍がどちらかご確認の上、ご覧ください。

なお、第7版「初刷」か「令和4年8月増刷」かは、お手持ちのしおりの本文最終ページにてご確認いただけます。

本文最終ページのタイトル下に 「【第7版】 令和3年6月 発行」とのみ記載があるもの	<a href="#">前払式支払手段に関する内閣府令等の一部改正等のお知らせ (第7版初刷 購入者様向け)</a> ※青文字をクリックすると該当ページにジャンプします。
本文最終ページのタイトル下に 「【第7版】 令和3年6月 発行 令和4年8月 増刷」と記載があるもの	<a href="#">前払式支払手段に関する内閣府令等の一部改正等のお知らせ (第7版令和4年8月増刷 購入者様向け)</a> ※青文字をクリックすると該当ページにジャンプします。

**前払式支払手段に関する内閣府令等の一部改正等のお知らせ**  
**(第7版令和4年8月増刷 購入者様向け)**

本書で扱う法令及びガイドラインにつきまして、以下の通り一部改正が行われました。

改正対象	改正の主な内容等	施行・適用日
前払式支払手段発行保証金規則	供託規則の一部を改正する省令(令和4年法務省令第28号)と同様の対応をするための改正	令和4年9月1日
金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係	無登録業者等への対応を強化するための改正	令和4年10月7日

これにより、本書の内容にも影響がございましたので、以下の表の通り、本文を読み替えてご利用ください。

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
197	前払式支払手段発行保証金規則	<p><b>(発行保証金の保管替え等)</b></p> <p><b>第三条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前払式支払手段発行者は、前項の規定による供託をしたときは、所在地変更前の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託した発行保証金を取り戻すことができる。この場合において、供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、主たる営業所又は事務所の所在地の変更の事実を<b>証する登記事項証明書</b>及び前項の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。</p> <p>(以下略)</p> <p><b>Ⅲ-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等</b></p>	<p><b>(発行保証金の保管替え等)</b></p> <p><b>第三条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前払式支払手段発行者は、前項の規定による供託をしたときは、所在地変更前の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託した発行保証金を取り戻すことができる。この場合において、供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、主たる営業所又は事務所の所在地の変更の事実を<b>証する書面</b>及び前項の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。</p> <p>(以下略)</p> <p><b>Ⅲ-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等</b></p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
230		<p><b>Ⅲ-1-2 一般的な監督事務</b>                      (1)～(5) (略)  <b>(6) 無登録業者等に係る対応について</b>                      無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 無届出・無登録で前払式支払手段の発行の業務を行っている<b>おそれが認められた場合</b>                      直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、<u>無登録業者等への直接確認(電話やメール等の確認等、問合せの方法は問わない)等</u>により実態把握に努め、その結果、当該業者が無届出又は無登録で前払式支払手段の発行の業務を行っている<b>おそれがあると認められた場合(不在等で連絡が取れない場合も含む。)</b>には、別紙様式3により文書による照会を行い、<u>次により対応する。</u></p> <p>イ. 無届出又は無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、利用者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに前払式支払手段の発行の業務の停止及び自家型発行者の届出又は第三者型発行者の登録を求める。</p> <p>ロ. 無届出又は無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他利用者保護上必要と認められる場合には、かかる行為を直ちに中止するよう別紙様式4により文書による警告を行う。</p> <p><u>なお、無登録業者等への直接確認等や別紙様式3による文書の発出を行うまでもなく、無届出又は無登録で前払式支払手段の発行の業務を行っていることが判明している</u></p>	<p><b>Ⅲ-1-2 一般的な監督事務</b>                      (1)～(5) (略)  <b>(6) 無登録業者等に係る対応について</b>                      無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 無届出・無登録で前払式支払手段の発行の業務を行っている<b>ことが判明した場合</b>                      直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、<u>直接、当該業者に電話する等の方法</u>により実態把握に努め、その結果、当該業者が無届出又は無登録で前払式支払手段の発行の業務を行っている<b>ことが判明した場合には、次により対応する(捜査当局による捜査に支障が出る場合を除く)。</b></p> <p>イ. 無届出又は無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、利用者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに前払式支払手段の発行の業務の停止及び自家型発行者の届出又は第三者型発行者の登録を求める。</p> <p>ロ. 無届出又は無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他利用者保護上必要と認められる場合には、<u>捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに中止するよう別紙様式3</u>により文書による警告を行う。</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p><u>場合にあつては、直ちに別紙様式4により文書による警告を行うこととする。</u></p> <p><u>(注)別紙様式3による照会や別紙様式4による警告を行う場合に、利用者保護上必要と認められる場合には、捜査当局、関係省庁等に連絡するものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>③ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合  <u>別紙様式4</u>による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>④ 公表等  <u>「警告」、「告発」の措置を取った場合は、これらの措置の対象となった業者の商号、名称又は氏名(法人の場合は代表取締役又はこれに相当する者の氏名を含む。)、所在地又は住所(個人の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名とし、非居住者にあつてはこれらに相当するもの)及び無届出又は無登録で行っていた前払式支払手段の発行の業務の内容等について、ホームページで公表を行うとともに、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。報告を受けた金融庁においては、公表を行った業者をリスト化し、金融庁ホームページで公表を行うものとする。</u></p> <p>なお、警告の対象となった業者の所在地が虚偽であることが明らかな場合や、業者の所在地が不明な場合等、警告書の</p>	<p>③ <u>無届出・無登録で業を行っている</u>と断定するまでには至らない場合  <u>実態把握の結果、当該業者が無届出・無登録で業を行っている</u>と判明するまでには至らない場合であっても、<u>行っているおそれがあると判断される場合には、別紙様式4により文書による照会を行う。</u>  <u>(捜査当局による捜査に支障が出る場合は除く。)</u></p> <p>④ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合  <u>別紙様式3</u>による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>⑤ <u>金融庁への報告</u>  <u>「警告」、「告発」の措置をとった場合は、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。</u></p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p><u>交付が困難な場合には、警告書の発出を行うことなく上記の公表等を行うものとする。</u></p> <p><u>(注)無登録業者等に係る対応については、捜査当局による捜査に支障が出る場合を除くこととする。なお、捜査当局より当該業者に係る登録の有無の照会等を受けたことをもって、直ちに捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではないことに留意するものとする。</u></p>	

**前払式支払手段に関する内閣府令等の一部改正等のお知らせ**  
**(第7版初刷 購入者様向け)**

本書で扱う法令及びガイドラインにつきまして、以下の通り一部改正が行われました。

改正対象	改正の主な内容等	施行・適用日
前払式支払手段に関する内閣府令 前払式支払手段発行保証金規則 金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係	国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直し	令和3年6月30日
資金移動業に関する内閣府令 金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係	個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等の改正に伴う、個人である顧客に関する情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生するおそれがある事態が生じた場合の当局への報告を義務付けるための改正等	令和4年4月1日
前払式支払手段発行保証金規則	供託規則の一部を改正する省令(令和4年法務省令第28号)と同様の対応をするための改正	令和4年9月1日
金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係	無登録業者等への対応を強化するための改正	令和4年10月7日

また、前払式支払手段に関する内閣府令別紙様式第5号誓約書につきまして、令和4年1月、金融庁より、金融庁ホームページ上の掲載内容に誤りがあったため訂正した旨の連絡がありました。

これらにより、本書の内容にも影響がございましたので、以下の表の通り、本文を読み替えてご利用ください。

併せて、一部、編集時の誤植がございました。お詫びして訂正いたします。誤植の訂正につきましても、以下の表中に記載しております。

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
13	添付書類	個人である場合にあっては、住民票の抄本又はこれに代わる書面 ( <u>旧氏及び名</u> を氏名に併せて届出書に記載した場合において、上	個人である場合にあっては、住民票の抄本又はこれに代わる書面 ( <u>旧氏及び名旧氏及び名</u> を氏名に併せて届出書に記載した場合に

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p>記書類が当該<b>旧氏及び名</b>を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面（戸籍謄本・抄本、戸籍の記録事項証明書等、旧氏及び名が記載されていることが明らかである書面）</p>	<p>において、上記書類が当該<b>旧氏及び名旧氏及び名</b>を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面（戸籍謄本・抄本、戸籍の記録事項証明書等、旧氏及び名が記載されていることが明らかである書面）</p>
15	添付書類	<p>法人にあつては、新たに代表者又は管理人になった者に係る ・定款又は寄附行為<b>及び登記事項証明書又はこれに代わる書面</b> (以下略)</p>	<p>法人にあつては、新たに代表者又は管理人になった者に係る ・定款又は寄附行為 (以下略)</p>
23	添付書類	<p>新たな役員の住民票の抄本(外国人である場合は在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本)又はこれらに代わる書面(新たに役員になった者の旧氏及び名を当該新たに<b>役員</b>になった者の氏名に併せて変更届出書に記載した場合において、上記の書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面(戸籍謄本・抄本、戸籍の記録事項証明書等、旧氏及び名が記載されていることが明らかである書面)) (以下略)</p>	<p>新たな役員の住民票の抄本(外国人である場合は在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本)又はこれらに代わる書面(新たに役員になった者の旧氏及び名を当該新たに<b>取締役</b>になった者の氏名に併せて変更届出書に記載した場合において、上記の書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面(戸籍謄本・抄本、戸籍の記録事項証明書等、旧氏及び名が記載されていることが明らかである書面)) (以下略)</p>
36		<p>② 無権限取引が行われたことにより発生した損失の補償方針等の利用者への情報提供 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合には、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項に関する情報を利用者へ提供しなければなりません。 イ 前払式支払手段の発行の業務に関し、利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと<b>(第三者による無権限取引(不正取引))</b>により発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針<b>(以下「補償方針」といいます。)</b></p>	<p>② 無権限取引が行われたことにより発生した損失の補償方針等の利用者への情報提供 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合には、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項に関する情報を利用者へ提供しなければなりません。 イ 前払式支払手段の発行の業務に関し、利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p><b>【留意点】</b>                      前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の利用者の意思に反して権限を有しない者により当該前払式支払手段が利用された場合について、必ずしも利用者の損失の補償を行うことが求められているわけではありませんが、前払式支払手段の発行の業務に関し、補償方針を策定し、前払式支払手段の利用者に情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態にしておくことが求められます(府令第23条の3第2号)。なお、補償方針には、少なくとも以下の事項が定められていることが必要です(ガイドラインⅡ-2-9-1②)。                      (以下略)</p>	<p><b>【留意点】</b>                      前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の利用者の意思に反して権限を有しない者により当該前払式支払手段が利用された場合<b>(第三者による無権限取引(不正取引))により発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針(以下「補償方針」といいます。)</b>について、必ずしも利用者の損失の補償を行うことが求められているわけではありませんが、前払式支払手段の発行の業務に関し、補償方針を策定し、前払式支払手段の利用者に情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態にしておくことが求められます(府令第23条の3第2号)。なお、補償方針には、少なくとも以下の事項が定められていることが必要です(ガイドラインⅡ-2-9-1②)。                      (以下略)</p>
56	委託先に対する指導	(1) 当該業務を適正かつ <b>確実に</b> 遂行することができる能力を有する者に委託するための措置	(1) 当該業務を適正かつ <b>確実の</b> 遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
61	報告書の添付書類	へ 信託契約前払式支払手段発行者は、信託会社等が発行する信託財産の額を証明する書面	へ 信託契約前払式支払手段発行者は、信託会社等が発行する <b>基準日における</b> 信託財産の額を証明する書面
101	前払式支払手段に関する内閣府令別紙様式 別紙様式第5号	私は、資金決済に関する法律第 10 条第1項 <b>第9号ロ</b> に該当しないことを誓約します。	私は、資金決済に関する法律第 10 条第1項 <b>第9号イ及びロ</b> に該当しないことを誓約します。
103	別紙様式第9号	(削除)	<b>印</b>



ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
104	別紙様式第10号	(削除)	印
113	別紙様式第22号	(削除)	印
124	前払式支払手段事務ガイドライン別紙様式 別紙様式12	(削除)	印
131	前払式支払手段発行保証金規則様式第8	(削除)	印
178	前払式支払手段に関する内閣府令	<p><b>(個人利用者情報の漏えい等の報告)</b></p> <p><b>第四十四条の二</b> 前払式支払手段発行者は、その取り扱う個人である前払式支払手段の利用者に関する情報(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p>	(新設)
197	前払式支払手段発行保証金規則	<p><b>(発行保証金の保管替え等)</b></p> <p><b>第三条</b> 1～2 (略)</p> <p>3 前払式支払手段発行者は、前項の規定による供託をしたときは、所在地変更前の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託した発行保証金を取り戻すことができる。</p>	<p><b>(発行保証金の保管替え等)</b></p> <p><b>第三条</b> 1～2 (略)</p> <p>3 前払式支払手段発行者は、前項の規定による供託をしたときは、所在地変更前の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託した発行保証金を取り戻すことができる。</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
198		<p>この場合において、供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき<b>書面は、登記事項証明書その他の</b>主たる営業所又は事務所の所在地の変更の事実を証する書面及び前項の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。</p> <p>(以下略)</p> <p><b>(調書の作成)</b>  <b>第十二条</b> 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を<b>作成</b>しなければならない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>この場合において、供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき<b>書面は、</b>主たる営業所又は事務所の所在地の変更の事実を証する書面及び前項の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。</p> <p>(以下略)</p> <p><b>(調書の作成)</b>  <b>第十二条</b> 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を<b>作成し、これに署名押印</b>しなければならない。</p> <p>(以下略)</p>
210	事務ガイドライン	<p><b>II-2-1-1 主な着眼点</b>                      ①～③ (略)                      ④ 内閣府令第23条の2第1項第3号に規定する利用者の損失の補償その他の対応に関する方針について、<b>II-2-9</b>を踏まえたものとなっているか。</p>	<p><b>II-2-1-1 主な着眼点</b>                      ①～③ (略)                      ④ 内閣府令第23条の2第1項第3号に規定する利用者の損失の補償その他の対応に関する方針について、<b>II-9</b>を踏まえたものとなっているか。</p>
211		<p><b>II-2-3 利用者に関する情報管理態勢</b>                      利用者に関する情報の適切な取扱いについては、内閣府令44条及び第45条の規定に加え、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び<b>同ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)</b>(以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「金融分野ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの</p>	<p><b>II-2-3 利用者に関する情報管理態勢</b>                      利用者に関する情報の適切な取扱いについては、内閣府令44条及び第45条の規定に加え、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び<b>同ガイドライン(匿名加工情報編)</b>(以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「金融分野ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
234		<p>安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定に基づく適切な措置が確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。以上を踏まえ、前払式支払手段発行者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p><b>Ⅱ-2-3-1 主な着眼点</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 個人データの第三者提供に関して、<b>金融分野ガイドライン第12条</b>等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られているか。</p> <p>(以下略)</p> <p><b>Ⅲ-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等</b></p> <p><b>Ⅲ-1-2 一般的な監督事務</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><b>(6) 無登録業者等に係る対応について</b></p> <p>無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 無届出・無登録で前払式支払手段の発行の業務を行っている<b>おそれが認められた場合</b></p>	<p>等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定に基づく適切な措置が確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。以上を踏まえ、前払式支払手段発行者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p><b>Ⅱ-2-3-1 主な着眼点</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 個人データの第三者提供に関して、<b>金融分野ガイドライン第11条</b>等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られているか。</p> <p>(以下略)</p> <p><b>Ⅲ-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等</b></p> <p><b>Ⅲ-1-2 一般的な監督事務</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><b>(6) 無登録業者等に係る対応について</b></p> <p>無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 無届出・無登録で前払式支払手段の発行の業務を行っている<b>ことが判明した場合</b></p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p>直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、<u>無登録業者等への直接確認(電話やメール等の確認等、問合せの方法は問わない)等</u>により実態把握に努め、その結果、当該業者が無届出又は無登録で前払式支払手段の発行の業務を行っている<u>おそれがあると認められた場合(不在等で連絡が取れない場合も含む。)</u>には、別紙様式3により文書による照会を行い、次により対応する。</p> <p>イ. 無届出又は無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、利用者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに前払式支払手段の発行の業務の停止及び自家型発行者の届出又は第三者型発行者の登録を求める。</p> <p>ロ. 無届出又は無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他利用者保護上必要と認められる場合には、かかる行為を直ちに中止するよう別紙様式4により文書による警告を行う。</p> <p><u>なお、無登録業者等への直接確認等や別紙様式3による文書の発出を行うまでもなく、無届出又は無登録で前払式支払手段の発行の業務を行っていることが判明している場合にあっては、直ちに別紙様式4により文書による警告を行うこととする。</u></p> <p><u>(注)別紙様式3による照会や別紙様式4による警告を行う場合に、利用者保護上必要と認められる場合には、捜査当局、関係省庁等に連絡するものとする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、<u>直接、当該業者に電話する等の方法</u>により実態把握に努め、その結果、当該業者が無届出又は無登録で前払式支払手段の発行の業務を行っていることが判明した場合には、<u>次により対応する(捜査当局による捜査に支障が出る場合を除く)。</u></p> <p>イ. 無届出又は無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、利用者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに前払式支払手段の発行の業務の停止及び自家型発行者の届出又は第三者型発行者の登録を求める。</p> <p>ロ. 無届出又は無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他利用者保護上必要と認められる場合には、<u>捜査当局に連絡するとともに、</u>かかる行為を直ちに中止するよう別紙様式3により文書による警告を行う。</p> <p><u>③ 無届出・無登録で業を行っているとは断定するまでには至らない場合</u> 実態把握の結果、当該業者が無届出・無登録で業を行って</p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
		<p>③ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合  <u>別紙様式4</u>による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>④ 公表等  <u>「警告」、「告発」の措置を取った場合は、これらの措置の対象となった業者の商号、名称又は氏名(法人の場合は代表取締役又はこれに相当する者の氏名を含む。)、所在地又は住所(個人の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名とし、非居住者にあつてはこれらに相当するもの)及び無届出又は無登録で行っていた前払式支払手段の発行の業務の内容等について、ホームページで公表を行うとともに、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。報告を受けた金融庁においては、公表を行った業者をリスト化し、金融庁ホームページで公表を行うものとする。</u>  <u>なお、警告の対象となった業者の所在地が虚偽であることが明らかな場合や、業者の所在地が不明な場合等、警告書の交付が困難な場合には、警告書の発出を行うことなく上記の公表等を行うものとする。</u></p> <p><u>(注)無登録業者等に係る対応については、捜査当局による捜査に支障が出る場合を除くこととする。なお、捜査当局より当該業者に係る登録の有無の照会等を受けたことをもって、直ちに捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではないことに留意するものとする。</u></p>	<p><u>いと判明するまでには至らない場合であっても、行っているおそれがあると判断される場合には、別紙様式4により文書による照会を行う。(捜査当局による捜査に支障が出る場合は除く。)</u></p> <p>④ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合  <u>別紙様式3</u>による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>⑤ 金融庁への報告  <u>「警告」、「告発」の措置をとった場合は、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。</u></p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
241		<p><b>Ⅲ-2 資金決済に関する法律等に係る諸手続</b>  <b>Ⅲ-2-6 書面・対面による手続きについての留意点</b>  <u>前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等及び当局から前払式支払手段発行者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</u>  <u>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</u>  <u>また、経済社会活動全般において、デジタルイノベーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</u>  <u>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、前払式支払手段発行者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</u>  <u>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</u></p>	<p><b>Ⅲ-2 資金決済に関する法律等に係る諸手続</b>  <b>Ⅲ-2-6 電子申請可能な申請書等を提出するに当たっての留意点</b>  <u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口(以下「e-Gov」という。)を利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Gov を利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u>  <u>ただし、基準日報告書については、当面の間、内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年内閣府令第十三号)第4条第2項ただし書に規定する措置として以下を講じている場合には、同項ただし書の規定により、電子メールを用いて受け付けることも可とする。</u>  <u>(1) 主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長が、事前に、基準日報告書の提出に係る前払式支払手段発行者の電子メールアドレスについて把握していること。</u>  <u>(2) 当該財務局長から、当該前払式支払手段発行者に対し、上記(1)の電子メールアドレスからの基準日報告書の提出を受ける旨、電子メールを用いて連絡が行われていること。</u>  <u>(3) 当該前払式支払手段発行者が、上記(2)の連絡を受けた後、当該財務局長に対して、上記(1)の電子メールアドレスから基準日報告書を送信すること。</u></p>

ページ	訂正箇所	改正・訂正後	改正・訂正前
242		<p><u>このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、Ⅲ-2-7に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</u></p> <p><b>Ⅲ-2-7 申請書等を提出するに当たっての留意点</b></p> <p><u>Ⅲ-2-6を踏まえ、前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類(住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等)並びに発行保証金に係る権利の実行の申立ての手続及び前払式支払手段に係る債権の申出の手続に関する添付書類については、原本送付を求めることとする。</u></p> <p><u>なお、金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p>	(新設)